定　　款（昭48. 6. 7）

第 1 章　総　　則

（名　　称）

第 1 条　本協会は、日本証券業協会（英文名「Japan Securities Dealers Association」）と称する。

（事 務 所）

第 2 条　本協会は、主たる事務所を東京都中央区に、従たる事務所を北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都中央区、愛知県名古屋市、石川県金沢市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市及び福岡県福岡市に置く。

（定　　義）

第 3 条　この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1　有価証券　金融商品取引法（以下「金商法」という。）第２条第１項に規定する有価証券（同条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（同項各号に掲げる権利を除く。）を含む。）をいう。

2　金融商品取引業者　金商法第２条第９項に規定する金融商品取引業者をいう。

3　第一種金融商品取引業　金商法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業をいう。

4　有価証券関連デリバティブ取引等　金商法第33条第３項に規定する有価証券関連デリバティブ取引等（同法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。

5　店頭デリバティブ取引等　金商法第２条第８項第４号に規定する店頭デリバティブ取引等（金融商品取引法施行令第１条の８の６第１項第２号に該当するものを除く。）をいう。

6　店頭金融先物取引等　店頭金融先物取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第79条第５項第２号に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。

7　特定店頭デリバティブ取引等 店頭デリバティブ取引等のうち、特定店頭デリバティブ取引（金商法第２条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（金融商品取引法施行令第１条の８の６第１項第２号に該当するものを除く。）であって、次のいずれにも該当しないものをいう。）又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。

イ　金商法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る取引

ロ　有価証券関連デリバティブ取引（金商法第28条第８項第６号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（同法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。）

ハ　店頭金融先物取引

ニ　金商法第２条第22項第４号に規定する取引（同条第25項第１号又は第４号に掲げる金融指標（同条第24項第３号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）

ホ　暗号資産等（金商業等府令第１条第４項第20号に規定する暗号資産等をいう。以下同じ。）又は金融指標（暗号資産等の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係る店頭デリバティ

ブ取引

8　有価証券の売買その他の取引等　有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。

9　金融商品仲介業者　協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第66条の２第１項第４号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする同法第２条第12項に規定する金融商品仲介業者のうち、同条第11項に規定する金融商品仲介業（同項第１号から第３号までに掲げる行為（電子記録移転権利（同条第３項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。）又は金融商品取引法施行令第１条の12第２号に規定する権利に係るもの並びに金商法第２条第11項第２号に掲げる行為にあっては、金融商品取引法施行令第16条の４第２項第１号イからニまで及び同項第２号に掲げる取引に係るものを除く。）に係る業務に限る。）を行う者をいう。

10　商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等　金商法第43条の２の２に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。

（組織及び人格）

第 **4** 条　本協会は、次条に規定する協会員をもって組織し、金商法第67条の２第２項の規定により内閣総理大臣の認可を受ける認可金融商品取引業協会（同法第２条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下「認可協会」という。）とする。

（協会員の要件）

第 **5** 条　本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会員の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

1　会　　員　金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業（次に掲げる業務を除く。以下この条において同じ。）を行う者（次号イからニまでに掲げる業務のみを行う者を除く。）

イ　店頭金融先物取引等に係る業務

ロ　第３条第７号ニ及び同号ホに掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

ハ　電子記録移転権利又は金融商品取引法施行令第１条の12第２号に規定する権利に係る業務

2　特定業務会員　金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる業務のみを行う者

イ　特定店頭デリバティブ取引等に係る業務

ロ　金商法第29条の４の２第９項に規定する第一種少額電子募集取扱業務（同項第１号に掲げる有価証券に係る業務に限る。）

ハ　商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務

ニ　金商法第29条の４の４第８項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務

3　特 別 会 員　金商法第２条第11項に規定する登録金融機関（登録金融機関業務（同法第33条の２に規定する行為のうち、同条第１号（同法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）、第２号（同法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）若しくは第３号（特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係るものに限る。）に掲げるもの又は有価証券等管理業務をいう。）を行う者をいう。以下同じ。）

（目　　的）

第 **6** 条　本協会は、協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

（業　　務）

第 7 条　本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

1　協会員が金商法及び関係法令を遵守し、協会員間の秩序を保持することを強化促進すること。

2　協会員の有価証券の売買その他の取引等に関する公正な慣習を促進して取引の信義則を助長すること。

3　協会員の有価証券の売買その他の取引等及びこれに関連する行為に関する慣習を統一して、取引上の処理を能率化し、紛争を排除すること。

4　協会員及び金融商品仲介業者による詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員及び金融商品仲介業者の不当な利得行為を防止し、取引の信義則を助長すること。

5　協会員に、法令及び定款その他の規則を遵守するための当該協会員及び金融商品仲介業者の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は定款その他の規則に違反する行為を防止し、投資者の信頼を確保すること。

6　協会員及び金融商品仲介業者の業務に対する顧客からの苦情の解決及び有価証券の売買その他の取引等に関する協会員及び金融商品仲介業者と顧客の紛争の解決のあっせんを行うこと並びに協会員相互間の紛争を調停すること。

7　金商法第67条の19に規定する上場株券等の取引所金融商品市場外における取引に係る売買価格の公表等を行うこと。

8　協会員及び金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに協会員の営業及び財産の状況を調査すること。

9　金商法第64条の７第１項の規定に基づき、金融庁長官から委任された外務員の登録に関する事務を行うこと。

10　金商業等府令第119条第１項第９号ロに規定する調査及び確認を行うこと。

11　協会員の役員及び従業員並びに金融商品仲介業者並びにその役員及び従業員の試験、研修等を行い、その資質の向上を図ること。

12　金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する問題を調査研究し、必要に応じて政府等に建議要望すること。

13　金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報を図ること。

14　協会員間の意思の疎通及び意見の調整を図ること。

15　金融商品取引業に関係のある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。

16　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の３第２項第８号に規定する不当要求情報管理機関として情報の収集及び提供を行うこと。

17　会員の反社会的勢力排除の取組みに関して支援を行うこと。

18　前各号に掲げるもののほか、本協会の目的達成に必要な業務を行うこと。

2　本協会は、営利の目的をもって業務を営まない。

（規　則　等）

第 8 条　本協会は、前条第１項各号に規定する業務を円滑に行うため、自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則、協会運営規則その他の規則を定めることができる。

（定款施行規則）

第 9 条　定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」（以下「定款施行規則」という。）をもって定める。

（規則等の制定及び改正）

第 10 条　自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則、協会運営規則、定款施行規則その他の規則及びこれに基づく細則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第 2 章　　会員及び特定業務会員

第 1 節　　権利及び義務

（会員の資格）

第 11 条　第５条第１号に定める要件を満たす者は、第22条第１項又は第30条において準用する第26条第１項の承認を受けて、会員となる。

２　会員が第25条第１項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第28条第１項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、会員の資格を喪失する。

３　会員が合併した場合において、法人が消滅したときは、会員の資格を喪失する。

（会　員　権）

第 12 条　会員は、定款施行規則に定める会員としての権利（以下「会員権」という。）を有する。

２　会員が前条第２項又は第３項の規定により、会員の資格を喪失したときは、会員権は消滅する。

３　会員は、第５条第１号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなったと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める会員権の一部が制限されるものとする。

４　会員権は、譲渡することができない。

（特定業務会員の資格）

第 13 条　第５条第２号に定める要件を満たす者は、第22条第１項又は第26条第１項の承認を受けて、特定業務会員となる。

２　特定業務会員が第30条において準用する第25条第１項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第30条において準用する第28条第１項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、特定業務会員の資格を喪失する。

３　特定業務会員が合併した場合において、法人が消滅したときは、特定業務会員の資格を喪失する。

（特定業務会員権）

第 14 条　特定業務会員は、定款施行規則に定める特定業務会員としての権利（以下「特定業務会員権」という。）を有する。

２　特定業務会員が前条第２項又は第３項の規定により、特定業務会員の資格を喪失したときは、特定業務会員権は消滅する。

３　特定業務会員は、第５条第２号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなったと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める特定業務会員権の一部が制限されるものとする。

４　特定業務会員権は、譲渡することができない。

（会費及び特別会費）

第 15 条　会員は、本協会が定めるところにより会費を本協会に納入しなければならない。

２　会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、その定めるところにより特別会費を本協会に納入しなければならない。

３　会費及び特別会費の額は、理事会の決議により定める。

４　前項の規定による決議は、会員に公正に分担させることを旨として行うものとする。

第 16 条　削　　除

（会員代表者及びその代理人）

第 17 条　会員は、定款施行規則で定めるところにより、本協会の業務について当該会員を代表する者（以下「会員代表者」という。）及びその代理人をそれぞれ１人定め、本協会に届け出なければならない。

２　本協会が会員代表者又はその代理人を不適任と認めたときは、それぞれ事由を示してその変更を求めることができる。

（届出及び報告事項）

第 18 条　会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、その内容を本協会に届出又は報告しなければならない。

（資料の提出等）

第 19 条　本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の営業及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

２　会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

（監　　査）

第 20 条　本協会は、「監査規則」で定めるところにより、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに会員の営業及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

２　会員は、前項の規定により本協会が行う監査に応じなければならない。

（本協会の名称の使用制限）

第 21 条　会員は、金商法及び関係法令に規定がある場合又は定款施行規則で定める場合を除き、本協会の承認を受けないで本協会の名称及び本協会に設置する会議体の名称（これらを図案化したものを含む。以下同じ。）を使用してはならない。

第 ２ 節　　加入及び脱退

（加入の承認）

第 22 条　本協会に加入しようとする第５条各号に定める要件のいずれかを満たす者は、別に定める様式による入会申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。

２　前項の入会申請書には、定款施行規則で定める書類を添付しなければならない。

３　第１項に規定する加入の承認は、理事会の決議により行う。ただし、特定承継金融機関等（預金保険法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）についての加入の承認は、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告しなければならない。

４　本協会は、加入する協会員に対し、法令及び定款その他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させるため、加入に際し必要な指示をすることができる。

（加入の拒否）

第 23 条　本協会は、前条第１項の加入の申請を行った者（以下「入会申請者」という。）が次の各号の一に該当するときは、その加入を拒否することができる。

１　法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは認可協会若しくは金商法第２条第16項に規定する金融商品

取引所（以下「金融商品取引所」という。）の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくは金商法第33条第３項に規定するデリバティブ取引等の停止を命ぜられ、又は認可協会若しくは金融商品取引所から除名若しくは取引資格の取消しの処分を受けたことがあること。

２　前条の入会申請書若しくはその入会申請書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

（加入の承認を受けた場合における入会金の納付）

第 24 条　本協会に加入の承認を受けた入会申請者は、本協会が指定する期日までに本協会に入会金を納入しなければならない。ただし、入会申請者が特定承継金融機関等である場合には、入会金の納入は要しない。

２　入会金の額は、定款施行規則で定める。

３　協会員は、第１項に規定する入会金について返還を受けることができない。

（脱退の承認）

第 25 条　会員は、本協会を脱退しようとするときは、別に定める様式による脱退申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。ただし、本協会が特に認める場合には、脱退申請書の提出は要しない。

２　前項に規定する脱退の承認は、理事会の決議により行う。

（協会員の種類の変更申請）

第 26 条　会員が特定業務会員になるには、第５条第２号に規定する要件を満たしたうえで、別に定める様式による加入内容変更申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。

２　前項の加入内容変更申請書には、定款施行規則で定める書類を添付しなければならない。

３　第１項に規定する変更の承認は、理事会の決議により行う。

（特定承継金融機関等に係る特例措置）

第 27 条　本協会は、協会員が特定承継金融機関等である場合には、定款その他の規則の規定にかかわらず、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができる。

２　前項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るため直ちに講じるべき必要な措置については、会長がこれを決定することができる。当該決定を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告しなければならない。

第 ３ 節　　処分及び勧告

（会員の処分等）

第 28 条　本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

１　不正な手段により本協会に加入したとき。

２　支払不能となり、容易に回復し得ない状態となったとき。

３　法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

４　取引の信義則に反する行為をしたとき。

５　本協会に納入をしなければならない金銭を本協会の定めるところにより納入をしないとき。

６　第18条に規定する届出若しくは報告を行わず、又は虚偽の届出若しくは報告を行ったとき。

7　第19条に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

8　第20条に規定する監査を拒否し、妨げ、又は忌避したとき。

9　第21条の規定に違反して本協会の名称及び本協会に設置する会議体の名称を無断で使用したとき。

10　第22条第４項に規定する指示に違反したとき。

11　その会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に第３号又は第４号に該当する行為があったとき。

12　主要株主（金商法第29条の４第２項に規定する主要株主をいう。）、役員又は使用人のうちに、反社会的勢力があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められるとき。

２　本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。

３　第１項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。

４　前項に規定する過怠金の額は、５億円を上限とする。ただし、第１項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

５　第３項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、６か月以内とする。

６　第１項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の５年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が１年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。

７　第４項ただし書の適用がある場合における５億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の３分の２以上の多数決により行う。

８　第１項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。

９　会員は、第１項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

10　会員は、第１項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第76条の３に規定する不服審査会に対し、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。

11　第１項、第２項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

（会員に対する勧告）

第 29 条　本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

（特定業務会員に対する準用規定）

第 30 条　第15条から第21条まで、第25条、第26条及び第28条から前条までの規定は、特定業務会員について準用する。この場合において、第15条から第21条まで、第25条、第28条及び第29条の規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第28条中「会員権」とあるのは「特定業務会員権」と、第17条中「会員代表者」とあるのは「特定業務会員代表者」と、第26条中「会員が特定業務会員になるには、第５条第２号に規定する要件を満たしたうえで、」とあるのは「特定業務会員が会員になるには、第５条第１号に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読み替えるものとする。

第３章　特別会員

（特別会員の資格）

第 31 条　第５条第３号に定める要件を満たす者は、第22条第１項の承認を受けて、特別会員となる。

２　特別会員が第33条において準用する第25条第１項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第33条において準用する第28条第１項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、特別会員の資格を喪失する。

３　特別会員が合併した場合において、法人が消滅したときは、特別会員の資格を喪失する。

（特別会員権）

第 32 条　特別会員は、定款施行規則に定める特別会員としての権利（以下「特別会員権」という。）を有する。

２　特別会員が前条第２項又は第３項の規定により、特別会員の資格を喪失したときは、特別会員権は消滅する。

３　特別会員は、第５条第３号に規定する登録金融機関業務を行う者でなくなったと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める特別会員権の一部が制限されるものとする。

４　特別会員権は、譲渡することができない。

（特別会員に対する準用規定）

第 33 条　第15条から第21条まで、第25条、第28条及び第29条の規定は、特別会員について準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第17条中「会員代表者」とあるのは「特別会員代表者」と、第28条中「会員権」とあるのは「特別会員権」とそれぞれ読み替えるものとする。

（業 務 委 託）

第 34 条　削　　除

第４章　機　　関

第１節　総　　会

（総会の招集）

第 35 条　総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後３か月以内に、臨時総会は随時必要に応じて招集する。

２　総会は、理事会の決議により会長が招集する。ただし、会員の５分の１以上から議案及び招集事由を示して総会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく総会を招集するものとする。

３　前２項に規定する総会の招集は、緊急の場合を除くほか、会日の２週間前までに各会員にその日時、場所及び議案を記載した通知を発して行う。

（審 議 事 項）

第 36 条　総会においては、定款で別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

１　定款の改正に関する事項

２　毎事業年度における予算及び決算並びに事業計画書及び事業報告書の承認に関する事項

３　本協会の解散及び残余財産の処分に関する事項

４　会長、公益理事、常任理事、常任監事、公益委員及び有識者委員の選任に関する事項

５　前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項

（出 席 資 格）

第 37 条　総会に出席できる者は、会員代表者又はその代理人とする。

（定足数及び議決権の行使）

第 38 条　総会は、その決議について議決権を有する会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2　会員は、理事会が認めたときは、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）により、その議決権を行使することができる。

3　前項の規定により議決権の行使のための書面を提出した会員は、その総会に出席したものとみなす。

（議決の方法）

第 39 条　会員は、１個の議決権を有する。ただし、会員が次の各号の一に該当するときは、議決権を有しない。

1　第28条第１項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受け、当該処分の効果が存続しているとき。

2　第５条第１号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなったと本協会が認めた場合において、会員権の一部が制限されているとき。

3　業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合において、会員権の一部が制限されているとき。

4　総会の議案の決議について特別の利害関係を有するとき。

2　総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。ただし、定款の改正並びに本協会の解散及び残余財産の処分は、議決権を有する会員の議決権の３分の２以上の多数決による。

3　前項の場合において、定款の改正及び本協会の解散に係る議決は金融庁長官の認可を得たのちでなければその効力を生じない。

（議　事　録）

第 40 条　総会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び総会に出席した会員代表者２人以上がこれに署名（電子署名及び認証業務に関する法律第２条第１項に規定する電子署名を含む。以下同じ。）するものとする。

第 2 節　役　員　等

（役員の定数）

第 41 条　本協会に次の役員を置く。

1　理　　事	会 員 理 事	３人以内
	特別会員理事	１人
	公 益 理 事	４人
	常 任 理 事	３人以内
2　監　　事	会 員 監 事	２人
	常 任 監 事	１人

（役員の選任）

第 42 条　前条に規定する会員理事は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。このうち、１人は証券戦略会議議長を兼ねる会員理事として、１人は総務委員会委員長を兼ねる会員理事として、それぞれ選挙する。

2　前条に規定する特別会員理事は、特別会員が、特別会員代表者のうちからこれを選挙する。

３　前条に規定する公益理事は、総会の決議により、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。このうち、１人は自主規制会議議長を兼ねる公益理事として、１人は行動規範委員会委員長を兼ねる公益理事として、１人は金融・証券教育支援委員会委員長を兼ねる公益理事として、それぞれ選任する。

４　前条に規定する常任理事は、総会の決議により、協会員の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。

５　前条に規定する会員監事は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。

６　前条に規定する常任監事は、総会の決議により、協会員の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。

７　会員理事及び会員監事は、相互に兼ねることができない。

８　第１項、第２項及び第５項に定める役員の選挙に関し必要な事項は「役員選挙規則」をもって定める。

９　第３項、第４項及び第６項に定める役員の選任に関し必要な事項は「定款施行規則」をもって定める。

（補欠の役員の選挙等）

第 42 条の２　前条第１項、第２項又は第５項の選挙をする場合には、会員理事、特別会員理事又は会員監事に欠員が生じることとなるときに備えて補欠の会員理事、特別会員理事又は会員監事を選挙することができる。

２　前条第３項の選任をする場合には、公益理事に欠員が生じることとなるときに備えて補欠の公益理事を選任することができる。

３　第１項に定める補欠の役員の選挙に関し必要な事項は「役員選挙規則」をもって定める。

４　第２項に定める補欠の公益理事の選任に関し必要な事項は「定款施行規則」をもって定める。

（会長及び副会長の選任）

第 43 条　会員は、会員理事、公益理事又は常任理事のうちから、総会の決議により、会長１人を選任する。

２　自主規制会議議長、証券戦略会議議長及び総務委員会委員長は、会長がこれらの一を兼ねる場合を除き、副会長となる。ただし、理事会の同意を得て、副会長とならないことができる。

３　会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから副会長２人を選任することができる。

（専務理事の選任）

第 44 条　会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから専務理事を選任する。

２　副会長のうち、前条第３項の規定により選任された者は専務理事を兼ねることができる。

（会長の職務）

第 45 条　会長は、本協会を代表し、かつ、本協会の業務を総理し、総会及び理事会の議長となる。

２　会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから、自主規制会議に委任された業務の執行責任者１人及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者１人を、それぞれ指名する。

（副会長及び専務理事の職務）

第 46 条　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を行い、会長に事故があるときはその職務を代理する。

２　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長がともに欠け又は事故があるときは、会長の職務を行い又は代理する。

３　本協会は、必要があると認めるときは、理事会の決議により、副会長又は専務理事に本協会を代表する権限を与えることができる。

（執行責任者の職務）

第 47 条　自主規制会議に委任された業務の執行責任者は、第56条第２項に掲げる業務の執行及び第29条に規

定する会員に対する勧告（第30条の規定により特定業務会員に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）を行い、これを統括する。

２　証券戦略会議に委任された業務の執行責任者は、第56条第３項に掲げる業務の執行を行い、これを統括する。

３　会長又は副会長（いずれも常任理事であるものに限る。）若しくは専務理事は、自主規制会議に委任された業務の執行責任者又は証券戦略会議に委任された業務の執行責任者を兼ねることができる。

（執行役及び役付執行役の選任等）

第 48 条　会長は、理事会の同意を得て、協会員の役員及び従業員以外の者から執行役８人以内を選任することができる。

２　執行役は、会長、副会長、専務理事及び一の執行責任者（自主規制会議に委任された業務の執行責任者及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者のいずれかをいう。この項において同じ。）を補佐し、一の執行責任者が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

３　会長は、理事会の同意を得て、執行役のうちから専務執行役若干人、常務執行役４人以内を選任することができる。

４　会長は、理事会の同意を得て、執行役の職務の分掌等に関する事項を定める。

（監事の職務）

第 49 条　監事は、本協会の業務及び会計を監査する。

２　監事は、いつでも、理事及び執行役に対して事業の報告を求め、又は本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

３　監事は、その職務を行うため必要があるときは、第80条第３項に定める会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

４　監事は、本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告する。

５　監事は、理事会、自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会等、その職務を行うため必要な会議に出席して意見を述べることができる。

（役員等の任期）

第 50 条　会員理事、特別会員理事、常任理事、会員監事及び執行役の任期は１年とする。ただし、第53条第１項の後任の会員理事、同条第２項の後任の特別会員理事、同条第４項の後任の常任理事、同条第５項の後任の会員監事及び同条第７項の後任の執行役の任期は、前任者の残任期間とする。

２　公益理事の任期は２年とする。ただし、第53条第３項の後任の公益理事の任期は、前任者の残任期間とする。

３　常任監事の任期は、その就任後２回目の定時総会終了のときまでとする。ただし、第53条第６項の後任の常任監事の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第 51 条　本協会は、正当な事由がある場合には、総会において議決権を有する会員の議決権の３分の２以上の多数決をもって役員を解任することができる。

（前任の役員等の義務）

第 52 条　役員等（役員及び執行役をいう。以下同じ。）の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の役員等が就任するまでは前任の役員等がその職務を継続して執行する。

（欠員の場合の措置）

第 53 条　会員理事に欠員が生じた場合は、次の各号に掲げるときの区分に応じ、当該各号に定める措置を講

じるものとする。

１　第42条の２第１項の補欠の会員理事がいるとき　当該補欠の会員理事が後任の会員理事に就任する。

２　第42条の２第１項の補欠の会員理事がいないとき　遅滞なく、第42条第１項の規定により後任の会員理事を選挙する。ただし、その欠員が１人であるときは、この限りでない。

２　特別会員理事に欠員が生じた場合は、第42条の２第１項の補欠の特別会員理事がいるときは当該補欠の特別会員理事が後任の特別会員理事に就任し、補欠の特別会員理事がいないときは遅滞なく第42条第２項の規定により後任の特別会員理事を選挙するものとする。

３　公益理事に欠員が生じた場合は、第42条の２第２項の補欠の公益理事がいるときは当該補欠の公益理事が後任の公益理事に就任し、補欠の公益理事がいないときは遅滞なく第42条第３項の規定により後任の公益理事を選任するものとする。

４　常任理事に欠員が生じたときは、第42条第４項の規定により、後任の常任理事を選任することができる。

５　会員監事に欠員が生じた場合は、次の各号に掲げるときの区分に応じ、当該各号に定める措置を講じるものとする。

１　第42条の２第１項の補欠の会員監事がいるとき　当該補欠の会員監事が後任の会員監事に就任する。

２　第42条の２第１項の補欠の会員監事がいないとき　遅滞なく、第42条第５項の規定により後任の会員監事を選挙する。ただし、その欠員が１人であるときは、この限りでない。

６　常任監事に欠員が生じたときは、遅滞なく、第42条第６項の規定により後任の常任監事を選任するものとする。

７　執行役に欠員が生じたときは、会長は、第48条第１項の規定により、後任の執行役を選任することができる。

（役員等の報酬）

第 54 条　会員理事、特別会員理事及び会員監事は、無報酬とする。

２　公益理事、常任理事、常任監事及び執行役の報酬については、理事会の決議によりその総額を定める。

第 3 節　理　事　会

（理事会の構成等）

第 55 条　理事会は、理事をもって構成する。ただし、理事会が次条第２項ただし書又は同条第３項ただし書の規定に基づき決議を行う場合にあっては、特別会員理事は、特別会員の行う有価証券の売買その他の取引等に係る自主規制に関連する議事又は第７条第１項第13号に掲げる業務に関連する議事に限り、その審議に参加できるものとする。

（理事会の権限）

第 56 条　理事会は、定款に定めがある事項及び本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行い、理事及び執行役の業務の執行を監督する。

２　前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、当該事項を執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。

１　第７条第１項第１号から第11号までに掲げる業務（同項第11号に掲げる業務にあっては、協会員の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。）、同項第13号に掲げる業務（自主規制会議に委任された業務の広報に限る。）及び同項第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項

２　第10条に規定する自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則その他の規則及びこれに基づく細則（前号に掲げる業務に係るものに限る。）の制定、改正及び廃止に関する事項

３　第28条に規定する処分に関する事項（第30条の規定により特定業務会員に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）

４　削　除

５　第77条第１項に規定する外務員等の資格試験を行うことに関する事項

６　第78条の２に規定する業務の一部の委託に関する事項

７　第85条に規定する規則及びこれに基づく細則（第１号に掲げる業務に係るものに限る。）の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項

８　第76条の２第１項に規定する事故確認委員会に関する事項

９　第76条の３第１項に規定する不服審査会に関する事項

10　第27条第１項に規定する必要な措置を講じることに関する事項（前各号に掲げる事項に係るものに限る。）

３　第１項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を証券戦略会議に、当該事項を執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。

１　第７条第１項第11号から第17号までに掲げる業務（同項第11号に掲げる業務にあっては、協会員の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務に、同項第13号に掲げる業務にあっては証券戦略会議に委任された業務の広報に限る。）及び同項第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項

２　第10条に規定する規則及びこれに基づく細則（前号に掲げる業務に係るものに限る。）の制定、改正及び廃止に関する事項

３　第85条に規定する規則及びこれに基づく細則（第１号に掲げる業務に係るものに限る。）の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項

４　第１項の規定にかかわらず、理事会は、定款施行規則で定める調達に関する事項を決議する権限を総務委員会に、当該事項を執行する権限を総務委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。

５　第１項の規定にかかわらず、理事会は、定款施行規則で定める行動規範について、次の各号に掲げる事項を決議する権限を行動規範委員会に、当該事項を執行する権限を行動規範委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。

１　定款施行規則で定める行動規範の制定、改正及び廃止並びに公表及び周知に関する事項

２　協会員の行動又は慣行に関する事案の調査及び審議並びにその結果の公表に関する事項

３　法令及び定款その他の規則等の制定、改正及び廃止又はそれらの要望に係る自主規制会議又は証券戦略会議に対する建議に関する事項

６　第１項の規定にかかわらず、理事会は、第７条第１項第13号に掲げる業務（金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発を図る業務に限る。）に係る事項を決議する権限を金融・証券教育支援委員会に、当該事項を執行する権限を金融・証券教育支援委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が

自ら行うことを妨げない。

7　理事会は、第２項から前項までの規定により委任した事項について報告を求めることができる。

（理事会の招集）

第 57 条　理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2　定例理事会は、会長が理事会の同意を得てあらかじめ定めた日時に開催する。ただし、会長は、その日時を変更し又は理事会の開催を中止することができる。

3　臨時理事会は、随時必要に応じて会長が招集する。ただし、理事から理事会の目的たる事項を記載した書面により理事会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく理事会を招集するものとする。

（定　足　数）

第 58 条　理事会は、その決議について議決権を有する理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。ただし、第55条ただし書の規定により特別会員理事がその審議に参加できる議事以外の議事については、会員理事、公益理事及び常任理事の過半数の出席で足りるものとする。

（議決の方法）

第 59 条　理事会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した理事の議決権の過半数をもって決する。

2　会員理事、公益理事及び常任理事は、１個の議決権を有する。

3　特別会員理事は、１個の議決権を有する。ただし、第55条ただし書に規定する場合にあっては、当該議事に限り、その議決権を有する。

4　理事は、理事会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

（書面等による理事会）

第 60 条　会長は、必要があると認めるときは、理事会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により理事の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2　前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

（議　事　録）

第 61 条　理事会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長並びに議長がその会議に出席した理事及び監事の中から指名した議事録署名人２人以上がこれに署名するものとする。

2　前条第１項の書面等による理事会の議事録は、同項に規定する当該理事会の付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。

第 4 節　　自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会

（自主規制会議）

第 62 条　本協会に自主規制会議を置く。

2　自主規制会議の構成は、自主規制会議議長、会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。

会員委員　　４人以内
特別会員委員　２人以内
公益委員　　４人
有識者委員　　１人以内

3　自主規制会議は、第56条第２項の規定により委任された同項各号に掲げる事項を決議する。ただし、本協

会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。

4　自主規制会議は、第56条第２項各号に掲げる業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

5　自主規制会議議長は、第42条第３項の規定により自主規制会議議長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。ただし、当該選任後に自主規制会議議長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に公益理事である者を自主規制会議議長に選任し、これにあたらせることができる。会長が公益理事である場合は、自主規制会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。

6　会員委員は、会員が、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。

7　特別会員委員は、特別会員が、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。

8　公益委員は、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、総会の決議によりこれを選任する。

9　有識者委員は、金商法第78条第２項に規定する認定金融商品取引業協会の役員又はこれに準ずる者のうちから、総会の決議によりこれを選任する。

10　第６項から前項までに規定する委員に欠員が生じたときは、当該各項の規定により、後任の委員を選挙又は選任することができる。

11　第６項から第９項までに規定する委員に欠員が生じた後、前項の後任の委員が就任するまでの間に限り、第６項から第９項までの規定にかかわらず、会長は、当該各項において選挙又は選任されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て委員を選任することができる。

12　公益委員の任期は２年とし、公益委員以外の委員の任期は１年とする。ただし、第10項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

13　第11項の規定により選任された委員の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。

1　委員に就任した日から３か月を経過する日

2　後任の委員が就任する日の前日

3　前任の委員の任期が満了する日

14　公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、公益委員以外の委員は無報酬とする。

15　自主規制会議は、第56条第２項各号に掲げる業務について必要と認めるときは分科会を置くことができる。

16　自主規制会議及び前項に規定する分科会の構成、運営等に関し必要な事項は「自主規制会議規則」をもって定める。

（証券戦略会議）

第 63 条　本協会に証券戦略会議を置く。

2　証券戦略会議の構成は、証券戦略会議議長、会長及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。

会員委員　　16人以内

証券評議会議長　１人

地区評議会議長　１人

3　証券戦略会議は、第56条第３項の規定により委任された同項各号に掲げる事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。

4　証券戦略会議は、第56条第３項各号に掲げる業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

5　証券戦略会議議長は、第42条第１項の規定により証券戦略会議議長を兼ねる会員理事として選挙された者がこれにあたる。ただし、当該選挙後に証券戦略会議議長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に会員理事である者を証券戦略会議議長に選任し、これにあたらせることができる。会長が会員理事である場合は、証券戦略会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。

6　会員委員は、会員が、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。

7　前項に規定する会員委員に欠員が生じたときは、同項の規定により、後任の会員委員を選挙することができる。

8　第６項に規定する会員委員に欠員が生じた後、前項の後任の会員委員が就任するまでの間に限り、第６項の規定にかかわらず、会長は、同項において選挙されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て、会員委員を選任することができる。

9　委員の任期は１年とする。ただし、第７項の後任の会員委員の任期は、前任者の残任期間とする。

10　第８項の規定により選任された委員の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。

1　委員に就任した日から３か月を経過する日

2　後任の委員が就任する日の前日

3　前任の委員の任期が満了する日

11　委員は無報酬とする。

12　証券戦略会議は、第56条第３項各号に掲げる業務について必要と認めるときは分科会を置くことができる。

13　証券戦略会議に証券評議会及び地区評議会を置く。

14　証券戦略会議、第12項に規定する分科会、証券評議会及び地区評議会の構成、運営等に関し必要な事項は「証券戦略会議規則」をもって定める。

（総務委員会）

第 64 条　理事会に総務委員会を置く。

2　総務委員会の構成は、総務委員会委員長のほか、次のとおりとする。

会員委員　　10人以内

特別会員委員　２人以内

3　総務委員会は、第56条第４項の規定により委任された事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。

4　総務委員会は、第56条第４項の規定により委任された事項及び次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

1　定款の改正、事業計画及び事業報告の作成その他本協会の業務運営に関する総括的事項

2　本協会の予算及び決算に関する事項

3　会費及び特別会費に関する事項

4　協会員の加入、脱退及び種類の変更に関する事項

5　本協会の主たる財産の管理に関する事項

6　定款施行規則に関する事項

7　経理規則に関する事項

8　自主規制会議、証券戦略会議、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の所管に属さない事項

5　総務委員会委員長は、第42条第１項の規定により総務委員会委員長を兼ねる会員理事として選挙された者

がこれにあたる。ただし、当該選挙後に総務委員会委員長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に会員理事である者を総務委員会委員長に選任し、これにあたらせることができる。

6　会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。

7　特別会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。

8　前２項に規定する委員に欠員が生じたときは、会長は、当該各項の規定により、後任の委員を選任することができる。

9　委員の任期は１年とする。ただし、前項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

10　委員は無報酬とする。

11　総務委員会は、分科会を置くことができる。

12　総務委員会及び前項に規定する分科会の構成、運営等に関し必要な事項は「総務委員会規則」をもって定める。

（行動規範委員会）

第 64 条の２　本協会に行動規範委員会を置く。

2　行動規範委員会の構成は、行動規範委員会委員長及び会長のほか、次のとおりとする。

会員委員	２人以内
特別会員委員	２人以内
公益委員	４人

3　行動規範委員会は、第56条第５項の規定により委任された同項各号に掲げる事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。

4　行動規範委員会は、第56条第５項各号に掲げる事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。

5　行動規範委員会委員長は、第42条第３項の規定により行動規範委員会委員長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。ただし、当該選任後に行動規範委員会委員長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に公益理事である者を行動規範委員会委員長に選任し、これにあたらせることができる。会長が公益理事である場合は、行動規範委員会委員長は、会長がこれを兼ねることができる。

6　会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。

7　特別会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。

8　公益委員は、会長が、理事会の同意を得て、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、これを選任する。

9　委員は、理事会の同意を得て、あらかじめ代理人１人又は若干人を選任し、やむを得ない事由により行動規範委員会に出席することができない場合には、当該代理人のうち１人を行動規範委員会に出席させることができる。ただし、会員委員の代理人は会員代表者又はこれに準ずる者に、特別会員委員の代理人は特別会員代表者又はこれに準ずる者に、公益委員の代理人は公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者に、それぞれ限るものとする。

10　委員は、前項の規定により行動規範委員会に出席させた代理人の議決権行使のほか一切の行為について、責任を負うものとする。

11　第６項から第８項までに規定する委員に欠員が生じたときは、会長は、当該各項の規定により、後任の委員を選任することができる。

12　公益委員の任期は２年とし、公益委員以外の委員の任期は１年とする。ただし、第11項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

13　公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、公益委員以外の委員は無報酬とする。

14　行動規範委員会は、第56条第５項各号に掲げる事項について必要と認めるときは、部会を置くことができる。

15　行動規範委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「行動規範委員会規則」をもって定める。

（金融・証券教育支援委員会）

第 64 条の３　本協会に金融・証券教育支援委員会を置く。

２　金融・証券教育支援委員会の構成は、金融・証券教育支援委員会委員長及び会長のほか、次のとおりとする。

会員委員	４人以内
特別会員委員	２人以内
公益委員	７人以上10人以内
有識者委員	４人以内

３　金融・証券教育支援委員会は、第56条第６項の規定により委任された事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。

４　金融・証券教育支援委員会は、第56条第６項の規定により委任された事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。

５　金融・証券教育支援委員会委員長は、第42条第３項の規定により金融・証券教育支援委員会委員長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。ただし、当該選任後に金融・証券教育支援委員会委員長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に公益理事である者を金融・証券教育支援委員会委員長に選任し、これにあたらせることができる。会長が公益理事である場合は、金融・証券教育支援委員会委員長は、会長がこれを兼ねることができる。

６　会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。

７　特別会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。

８　公益委員は、会長が、理事会の同意を得て、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、これを選任する。

９　有識者委員は、会長が、理事会の同意を得て、金融商品取引所又は金商法第34条に規定する金融商品取引業者等をもって構成された法人の役員又はこれに準ずる者のうちから、これを選任する。

10　第６項から前項までに規定する委員に欠員が生じたときは、会長は、当該各項の規定により、後任の委員を選任することができる。

11　公益委員の任期は２年とし、公益委員以外の委員の任期は１年とする。ただし、前項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

12　公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、公益委員以外の委員は無報酬とする。

13　金融・証券教育支援委員会は、第56条第６項の規定により委任された事項について必要と認めるときは、部会を置くことができる。

14　金融・証券教育支援委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「金融・証券教育支援委員会規則」をもって定める。

第 5 節　特別委員会、規律委員会及び外務員等規律委員会

（特別委員会）

第 65 条　本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により特別委員会を置くことができる。

2　特別委員会は、本協会の業務運営全体に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

3　本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により特別委員会に分科会を置くことができる。

4　特別委員会及びその分科会の構成、運営等に関し必要な事項は「特別委員会規則」をもって定める。

（規律委員会）

第 66 条　本協会に規律委員会を置く。

2　規律委員会は、協会員及び協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べることができる。

3　規律委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「規律委員会規則」をもって定める。

（外務員等規律委員会）

第 67 条　本協会に外務員等規律委員会を置く。

2　外務員等規律委員会は、協会員及び協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の役員又は従業員の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べることができる。

3　外務員等規律委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「外務員等規律委員会規則」をもって定める。

第 68 条　削　　除

第 6 節　監　事　会

（監　事　会）

第 69 条　本協会に監事会を置く。

2　監事会は、会員監事及び常任監事により、これを構成する。

3　監事会は、監査報告書を作成するとともに、会計監査人の選任又は解任等の総会付議議案の内容の決定並びに監事の選任に関する同意及び監事の職務の執行に関する事項について決議する。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。

4　監事会の構成、運営等に関し必要な事項は「監事会規則」をもって定める。

第 7 節　顧　　問

（顧　　問）

第 70 条　本協会に顧問を置くことができる。

2　会長は、理事会の同意を得て、顧問を委嘱する。

3　顧問は、本協会の運営について会長に意見を述べることができる。

4　顧問の任期は、会長が理事会の同意を得てこれを定める。

第 8 節　　地区協会及び地域委員会

（地 区 協 会）

第 71 条　本協会に地区協会を置く。

2　地区協会の名称、所在地、管轄区域その他地区協会の組織及びその運営に関し必要な事項は、「地区協会規則」をもって定める。

（業　　務）

第 72 条　地区協会は、その管轄区域内における次の各号に掲げる業務を行う。

1　協会員の役員及び従業員並びに金融商品仲介業者並びにその役員及び従業員の研修等を行い、その資質の向上を図ること。

2　金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発を図ること。

3　本協会の業務に関する指示及び連絡事項を地区協会を構成する会員に伝達し又は実施すること。

4　地区協会を構成する会員間の意思の疎通及び意見の調整を図ること。

5　地区協会を構成する会員の意見を会長に進達すること。

6　金融商品取引業に関係のある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。

2　地区協会は、前項各号に掲げるもののほか、地区協会規則で定める業務を行うことができる。

（地区会長及び地区副会長）

第 73 条　地区協会に地区会長１人を置き、必要に応じて地区副会長１人又は若干人を置くことができる。

（地区協会費）

第 74 条　地区協会は、第72条に規定する業務を行うための支出その他特別な支出に充てるため必要と認めるときは、地区協会を構成する会員に対し地区協会費を納入させることができる。

（地域委員会）

第 75 条　本協会は、地区協会の業務運営上必要と認めるときは、理事会の決議により、地区協会の管轄区域内の都道府県別又はその２以上の地域に地域委員会を置くことができる。

2　地域委員会の業務、構成、運営等に関し必要な事項は、「地域委員会規則」をもって定める。

第 9 節　　付　属　機　関

第 76 条　削　　除

（事故確認委員会）

第 76 条の2　本協会は、本協会の付属機関として、事故確認委員会を置く。

2　事故確認委員会は、金商業等府令第119条第１項第９号ロに規定する委員会として、同号ロに規定する調査及び確認を行う。

3　自主規制会議に属する理事及び執行役は、事故確認委員会に、前項に規定する調査及び確認を行う権限を委任する。

4　事故確認委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「事故確認委員会規則」をもって定める。

（不服審査会）

第 76 条の3　本協会は、本協会の付属機関として、不服審査会を置く。

2　不服審査会は、本協会が行う第28条に規定する会員に対する処分（第30条の規定により特定業務会員に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）その他の処分又は決定に係る不服の申立てに関する審査を行う。

３　自主規制会議に属する理事及び執行役は、不服審査会に、前項に規定する審査を行う権限を委任する。

４　不服審査会の構成、運営等に関し必要な事項は「不服審査会規則」をもって定める。

（外務員等資格試験委員会）

第 77 条　本協会は、本協会の付属機関として、外務員等資格試験委員会を置き、外務員等の資格試験を行う。

２　自主規制会議に属する理事及び執行役は、外務員等資格試験委員会に外務員等の資格試験を行う権限を委任する。

３　外務員等資格試験委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「外務員等資格試験委員会規則」をもって、外務員等の資格試験に関し必要な事項は「外務員等資格試験に関する規則」をもってそれぞれ定める。

第 78 条　削除

第 10 節　　苦情及び紛争の解決等

（業 務 委 託）

第 78 条の２　本協会は、第７条第１項第６号に掲げる業務（協会員相互間の紛争の調停を除く。以下この節において「苦情・紛争解決業務」という。）を金商法第77条の３に規定するところにより、委託することができる。

２　苦情・紛争解決業務に関し必要な事項は、紛争処理規則をもって定める。

３　協会員相互間の紛争の調停に関し必要な事項は、紛争処理規則をもって定める。

第 11 節　　事　　務　　局

（事　務　局）

第 79 条　本協会の業務を処理するため、本協会に事務局を置く。

２　事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

第 ５ 章　　会　　計

（事業年度及び会計）

第 80 条　本協会の事業年度は、４月１日から翌年３月31日までとする。

２　本協会の会計は、一般会計及び必要に応じて特定の目的のために設置することができる特別会計の二種類に区分する。

３　本協会に会計監査人を置く。

（資産の管理）

第 81 条　本協会の資産は、理事会の決議に基づき、会長がこれを管理する。

（基　　金）

第 82 条　本協会は、その業務運営を円滑にするため、協会員その他からの寄金等を基金として受け入れることができる。

２　協会員は、前項に規定する基金について返還を受けることができない。

３　本協会が解散する場合は、基金の残高については、本協会と類似の目的を有する他の公益事業を行う者に寄付するものとする。

（経 理 規 則）

第 83 条　本協会の予算、決算その他経理に関し必要な事項は「経理規則」をもって定める。

第 6 章　　雑　　則

（公告の方法）

第 84 条　本協会の公告は、官報に掲載する。

（秘密の保持等）

第 84 条の２　役員等、自主規制会議、証券戦略会議若しくは総務委員会その他の委員会等の委員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならないとともに、その職務に関して知り得た情報を本協会の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（定款等の解釈）

第 85 条　定款、規則及びこれに基づく細則並びに総会及び理事会の決議事項の解釈について疑義があるときは、理事会がその解釈を決定する。

付　　則

（施　行　日）

１　この定款は、昭和48年７月１日から施行する。

（経過措置決定）

２　この定款の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に証券会社及び外国証券会社である者は、第19条の規定にかかわらず、施行日に別に定める様式による加入届出書を本協会に提出することにより、本協会の協会員となる。この場合には、第21条に規定する入会金の納入は要しないものとする。

３　前項の規定により施行日において本協会の協会員となる証券会社及び外国証券会社が施行日の前日において存する証券業協会の定款の規定によりその証券業協会に預託している証券取引責任準備預託金は、施行日に本協会が継承する。

４　本協会の設立当初の役員は、この定款の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、昭和48年12月末日までとする。

５　本協会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

付　　則（昭52. 5.30）

この改正は、昭和52年７月１日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

⑴　第５条第１項第11号を第12号とし、第11号を新設。

⑵　第64条から第69条までを各１条繰り下げ第65条から第70条までとし、第64条を新設。

付　　則（昭52.11.22）

この改正は、昭和52年12月１日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

定款第33条第３項に規定する別表第２を改正。

付　　則（昭59.11.22）

この改正は、昭和59年12月１日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

⑴　第34条第２項を改正。

⑵　第34条第３項及び第35条第２項を新設。

付　　則（昭62.11. 4）

この改正は、昭和62年12月16日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第32条第１号を改正。

付　　則（昭63. 6.29）

1　この改正は、昭和63年８月23日から施行する。ただし、第66条の改正規定は、昭和64年４月１日から施行する。

2　昭和63年10月１日から開始する事業年度についての改正前の第66条の規定の適用については、同条中「翌年９月30日」とあるのは「翌年３月31日」とする。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第４条、第５条第１項第２号、第３号、第６号、第20条第１号、第62条第３項、第４項及び第66条を改正。

付　　則（平元. 5.24）

この改正は、平成元年７月１日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第32条第１号、第39条第１項及び別表第１を改正。

付　　則（平 3. 5.23）

この改正は、平成３年６月10日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第24条第１項を改正。

付　　則（平 3. 7.12）

この改正は、平成３年７月16日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第32条及び第34条第１項を改正。

付　　則（平 3. 9.27）

この改正は、平成３年９月27日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第24条第１項を改正。

付　　則（平 4. 6.24）

1　この改正は、平成４年７月20日（改正証券取引法の施行日）から施行する。

2　この改正の施行日の前日において、現に本協会の役員である者は、それぞれの地位に応じて、施行日に改正証券取引法の規定による証券業協会の役員となるものとする。

各役員の任期は、当該役員がそれぞれ選任された日をもって、改正証券取引法の規定による証券業協会の

役員に選任された日とみなし、その場合における残存期間をあてる。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第１条、第２条、第３条、第４条、第５条第１項、第６条、第８条第２項、第16条第１項、第17条第１項、第24条、第25条、第30条第２項、第62条、第63条、第64条第１項及び第２項を改正。

⑵　第70条を第71条に改め、第70条を新設。

⑶　本規則は、送り仮名の付け方（昭和48年６月18日内閣告示第２号）及び常用漢字表（昭和56年10月１日内閣告示第１号）により統一変更した。

付　　則（平 5.12. 3）

１　この改正は、平成６年３月１日から施行する。ただし、改正前の第51条の廃止並びに第60条及び第61条の改正は、平成５年12月８日（定款改正認可の日）から施行する。

２　この定款改正の施行日以降最初に選任される特別会員理事の任期は、第44条の規定にかかわらず、平成６年６月30日までとする。

（注）改正条項は、次のとおりである。

⑴　第３条、第４条、第５条第１項第14号、第６条、第８条から第18条まで、第22条から第26条まで、第28条から第34条まで、第39条、第40条、第42条から第44条まで、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第56条、第58条、第60条、第62条、第64条、第71条、別表１及び別表２を改正。

⑵　第４条から第25条までを各１条繰り下げ第５条から第26条までとし、第４条及び第５条第２号を新設。

⑶　第26条から第50条までを各５条繰り下げ第31条から第55条までとし、第27条から第30条まで、第38条第２項、第47条第３項、第53条第３項及び第４項を新設。

⑷　第51条を削り、第52条を第60条に、第53条を第56条に、第54条を第58条にそれぞれ改め、第57条、第59条及び第61条を新設。

⑸　第55条から第71条までを各７条繰り下げ第62条から第78条までとする。

付　　則（平 6. 5.25）

この改正は、平成６年６月７日（定款改正認可の日）から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第79条を新設。

付　　則（平10. 1.28）

この改正は、平成10年２月１日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

⑴　第25条第２項を改正し、第６項に、第３項を第７項に改める。

⑵　第25条第１項を改正し、第２項、第３項、第４項及び第５項を新設。

付　　則（平10. 5.25）

この改正は、平成10年６月22日（金融監督庁設置法の施行の日）から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第３条、第６条第１項第８号、第７条、第９条第２項及び第35条第２項を改正。

付　　則（平10. 6. 8）

この改正は、平成10年６月９日（定款改正認可の日）から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第37条、第38条第１項、第４項、別表第１及び別表第２を改正。

付　　則（平10.11.25）

この改正は、平成10年12月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定（「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める部分に限る。）は、金融再生委員会設置法の施行の日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第３条、第４条第２号、第５条第１号、第６条第１項第５号、第６号、第８号、第24条第１項、第27条、第28条第３項、第29条、第38条第１項及び第69条を改正。

⑵　第５条第３号を新設。

⑶　第６条第１項第５号及び第６号を各１号繰り下げ第６号及び第７号とし、第５号を新設、旧第７号から第13号までを各２号繰り下げ第９号から第15号までとし、第８号を新設、旧第14号を削り、旧第15号を第16号とする。

⑷　第71条を削り、第72条以下各１条繰り上げ第71条以下第78条までとする。

⑸　「金融再生委員会設置法の施行の日」は平成10年12月15日。

付　　則（平11. 5.24）

この改正は、平成11年６月15日（定款改正認可の日）から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

⑴　第37条第１号を改正。

⑵　第38条第７項を改正。

⑶　第38条第３項から第７項を第４項から第８項に繰り下げ、第３項を新設。

⑷　第39条第１項を改正。

⑸　第44条第２項及び第３項を第３項及び第４項に繰り下げ、第２項を新設。

⑹　第48条第２項、第52条、第53条第２項及び第55条第１項を改正。

⑺　第78条第１項を改正し、第２項を新設。

付　　則（平12. 6.27）

この改正は、平成12年７月１日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第３条、第６条第１項第10号、第７条、第９条第２項、第35条第２項を改正。

付　　則（平12.12. 6）

この改正は、平成13年１月６日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第３条を改正。

付　　則（平14. 4. 8）

この改正は、平成14年４月８日（定款改正認可の日）から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第13条を削除。

付　　則（平15. 5.29）

この改正は、平成16年１月５日（定款改正認可の日）から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第２条を改正。

付　　則（平16. 3. 4）

この改正は、平成16年４月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第６条第１項第４号から第６号まで、第９号、第11号、第17条第１項、第18条第１項、第21条第１号、第26条、第58条第２項、第59条第２項、第67条第２項及び第69条第２項を改正。

⑵　第25条第１項第10号を新設。

付　　則（平16. 6. 4）

１　この改正は、平成16年７月１日から施行する。

２　本協会は、施行日前（定款改正認可の日以後に限る。）においても、改正後の第31条第３項並びに第32条第４号及び第５号並びに第38条第１項から第５項及び第８項並びに第39条並びに第41条第２項並びに第42条の２第３項並びに第42条の３第１項並びに第44条第１項及び第３項並びに第55条の２第２項及び第５項から第９項及び第12項並びに第55条の３第２項及び第５項から第８項及び第11項並びに第55条の４第２項及び第４項から第８項及び第10項並びに第78条の規定の例により、次の各号に掲げる事項のために必要な行為をすることができる。この場合において、施行日前に選挙又は選任された役員の任期の起算日は平成16年７月１日とする。

⑴　改正後の第37条に掲げる役員の選任に係る事項

⑵　改正後の第55条の２に掲げる自主規制会議及びこれに置く委員会の設置に係る事項

⑶　改正後の第55条の３に掲げる証券戦略会議、これに置く委員会、証券評議会及び地区評議会の設置に係る事項

⑷　改正後の第55条の４に掲げる総務委員会及びこれに置く財務分科会の設置に係る事項

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第６条第１項第11号及び第13号、第25条第１項第10号及び第５項、第31条見出し、同条第１項及び第３項、第４章第２節表題、第37条第１号、第38条第１項から第５項まで及び第８項、第39条見出し、同条第１項から第３項まで、第40条見出し、同条第１項、第42条見出し、同条第２項及び第４項、第43条第３項、第44条見出し、同条第１項及び第３項、第46条見出し、同条、第47条第１項から第３項まで、第48条見出し、同条第２項、第50条第１項、第51条見出し、同条第２項及び第３項、第55条第１項及び第２項、第４章第４節表題、第56条見出し、同条第３項から第５項まで、第58条第２項、第59条第２項、第４章第７節表題、第69条第１項及び第２項、第70条第１項及び第２項並びに第78条第１項を改正。

⑵　第41条第２項、第42条の２、第42条の３、第50条第２項から第４項まで及び第59条の２を新設。

⑶　第42条第３項を削り、第４項を１項繰り上げて第３項とする。第56条第１項を削り、第２項から第５項までを各１項ずつ繰り上げ第１項から第４項までとする。

⑷　第32条第４号を１号繰り下げ第５号とし、第４号を新設。第４章第４節表題を１節繰り下げ第５節表題とし、第４節表題、第55条の２から第55条の４までを新設。第４章第５節表題を２節繰り下げ第７節とし、第４章第６節表題を削り、第４章第７節から第９節までの表題を各１節繰り下げ第８節から第10節までとし、第４章第６節表題を新設。

⑸　第57条第１項を削除、同条第２項及び第３項を削る。第61条第１項を削除、同条第２項から第４項までを削る。第66条第１項を削除、同条第２項及び第３項を削る。別表第１及び別表第２を削る。

付　　則（平17. 3.30）

この改正は、平成17年４月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第７条、第42条の３第１項を改正。

⑵　第70条の２を新設。

⑶　第５条第３号、第９条第２項を削る、第６条第１項第７号を削除。

付　　則（平18. 6.30）

この改正は、平成18年７月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第３条、第６条第１項第８号、第49条、第50条第２項第１号、第２号、同条第３項第１号、第２号、第53条第３項、第72条見出しを改正。

⑵　第６条第１項第７号を削り、第８号から第16号までを各１号ずつ繰り上げ第７号から第15号までとする。

⑶　第72条第２項を新設。

付　　則（平19. 6.29）

この改正は、平成19年７月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第５節表題、第58条見出し、同条第１項から第３項まで、第８節表題、第62条第１項、第63条第１項、第65条、第69条第１項を改正。

⑵　第58の２を新設。

⑶　第63条第１項及び同条第１項第２号から第４号までを改正し、同項第１号を削除、第２号から第５号までを各１号繰り下げ第３号から第６号までとし、第１号及び第２号を新設。

⑷　第67条を削除。

⑸　第69条第１項を改正、第２項及び第３項を各１号繰り下げ第３号及び第４号とし、同条第２項を新設。

付　　則（平19. 9.28）

この改正は、平成19年９月30日から施行する。ただし、第22条第４項及び第28条第１項第10号中、倫理コードの実効性の確保に係る部分については、平成19年12月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第１条、第３条、第４条第１号及び第２号、第５条、第６条第１項第１号及び第４号から第14号まで、第７条見出し及び同条、第９条、第２章表題、第10条、第11条第１項から第３項まで、第14条第３項、第15条第１項、第17条第１項、第18条第１項、第20条第１項、第21条、第23条第１項、第24条第１項から第３項まで、第25条第１項第５号から第10号まで及び同条第３項、第26条、第27条見出し、第28条第２項、第29条、第30条、第38条第３項、第42条の２第１項及び第２項、第44条第１項、第３項及び第４項、第49条、第50条第２項第１号から第７号まで及び同条第３項第１号から第３号まで、第52条、第53条第３項、第55条の２第３項から第５項まで、同条第８項及び第11項、第55条の３第３項、第４項及び第９項、第55条の４第２項、第56条第１項及び第３項、第58条第２項、第58条の２第２項、第59条第２項及び第３項、第62条、第63条第１項第１号、第２号及び第６号、第65条、第68条第２項、第69条第２項及び第４項、第70条第１項から第３項まで、第70条の２第１項から第３項まで並びに第75条を改正。

⑵　第３条、第13条、第14条、第22条第４項、第26条及び第30条を新設。

⑶　第４条第２号を１号繰り下げ第３号とし、第２号を新設。第25条第１項第10号を１号繰り下げ第11号とし、第10号を新設。第55条の４第３項第７号及び第８号を１号繰り下げ第８号及び第９号とし、第７号を新設。

⑷　第13条、第57条、第61条、第66条、第67条並びに第78条を削る。

⑸　第３条から第11条まで、第12条、第14条から第23条まで、第24条から第26条まで、第27条から第56条まで、第58条から第60条まで、第62条から第65条まで及び第68条から第77条までを繰り下げ第４条から第12条まで、第15条、第16条から第25条まで、第27条から第29条まで、第31条から第65条まで、第66条から第70条まで、第71条から第74条まで及び第75条から第85条までとする。

付　　則（平19.12.27）

この改正は、平成20年１月10日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第４章第５節表題、第66条及び第67条を改正。

⑵　第68条を削除。

付　　則（平20. 6.26）

この改正は、平成20年７月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第48条見出し、同条第１項及び第２項、第50条第３項、第52条、第54条、第56条第１項から第３項まで、第62条第２項、第64条第２項、第76条第３項、第77条第２項並びに第78条第２項を改正。

⑵　第48条第３項及び第４項を新設。

付　　則（平20.10.27）

この改正は、平成20年11月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第43条第２項を改正。

⑵　第49条第２項及び第３項を各２項繰り下げ第４項及び第５項とし、第２項及び第３項を新設。

⑶　第56条第４項を改正し１項繰り下げ第５項とし、第４項を新設。

⑷　第64条第３項を改正し１項繰り下げ第４項とし、第４項から第10項を各１項繰り下げ第５項から第11項とし、第３項を新設。

⑸　第69条第３項を改正し１項繰り下げ第４項とし、第３項を新設。

⑹　第80条第３項を新設。

付　　則（平20.12. 9）

この改正は、平成21年１月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第28条第１項第12号を新設。

⑵　第28条第３項を改正。

⑶　第28条第５項を改正し１項繰り下げ第６項とし、第６項及び第７項を各１項繰り下げ第７項及び第８項とし、第５項を新設。

付　　則（平21. 2.20）

この改正は、国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日から施行する。ただし、

第３条第５号の改正については、平成21年２月20日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第３条第５号を改正。

⑵　第７条第１項第15号を繰り下げ第17号とし、第15号及び第16号を新設。

⑶　第56条第２項第１号及び第３項第１号を改正。

⑷　「国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日」は平成21年３月26日。

付　　則（平21. 5.15）

１　この改正は、本協会が別に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この改正の施行日以降平成22年6月30日までの間に補欠のために選任される以外の理由により選任される自主規制会議の公益委員の任期は、第62条第9項の規定にかかわらず、平成22年6月30日までとする。

（注）改正条項は、次のとおりである。

⑴　第34条を削除。

⑵　第56条第２項第４号を削除。

⑶　第62条第２項を改正。

⑷　第84条の２を新設。

⑸　「本協会が別に定める日」は平成21年５月15日。

付　　則（平21.11.25）

１　この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

２　この改正の施行の際、現に改正前の第76条第４項の規定に基づく紛争処理規則の規定に基づき本協会に対して申し立てられているあっせんについては、当該あっせんのすべての事案が終結するまでの間、改正前の第56条第２項第５号及び第76条の規定はなおその効力を有するものとし、当該あっせんについては、本協会が改正前の規定に基づき処理を行うものとする。この改正の施行の際、現に本協会に対して申し立てられている苦情についても本協会が改正前の規定に基づき処理を行うものとする。

（注）改正条項は、次のとおりである。

⑴　第７条第１項第６号を改正。

⑵　第56条第２項第５号を削り、第６号を１項繰り上げ第５号とし、第６号を新設。

⑶　第76条を削除。

⑷　第４章第10節を１節繰り下げ第11節とし、第10節第78条の２を新設。

⑸　第84条の２を改正。

⑹「本協会が別に定める日」は平成22年２月１日。

付　　則（平21.11.26）

この改正は、平成21年12月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第３条第６号を改正。

⑵　第７条第10号から第17号を各１号繰り下げ第11号から第18号とし、第10号を新設。

⑶　第56条第２項第１号及び同条第３項第１号を改正。

⑷　第56条第２項第８号を新設。

⑸　第76条の２を新設。

付　　則（平22. 4.26）

1　この改正は、本協会が別に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　施行日以後における、平成21年５月15日に施行した改正の付則（以下「平成21年5月改正付則」という。）第２項の適用に当たっては、同項の「この改正の施行日以降平成22年６月30日までの間に補欠のために選任される以外の理由により選任される自主規制会議の公益委員」にはこの改正の改正後の第62条第10項に規定する臨時委員を含まないものとするとともに、平成21年5月改正付則第２項中「第62条第９項」を「第62条第11項」と読み替えるものとする。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第３条第５項を改正。

⑵　第42条第１項及び第３項を改正し、同条第９項を新設。

⑶　第42条の２を新設。

⑷　第50条第１項及び第２項を改正。

⑸　第50条第３項を削る。

⑹　第50条第４項を改正し、１項繰り上げ第３項とする。

⑺　第52条を改正。

⑻　第53条第１項、第２項及び第３項を改正し、第４項から第７項を新設。

⑼　第55条を改正。

⑽　第59条第３項を改正。

⑾　第62条第２項及び第５項を改正。

⑿　第62条第10項から第12項を各３項繰り下げ、第13項から第15項とする。

⒀　第62条第９項を改正し、２項繰り下げ、第11項とする。

⒁　第62条第９項、第10項及び第12項を新設。

⒂　第63条第２項及び第５項を改正。

⒃　第63条第８項から第11項を各３項繰り下げ、第11項から第14項とする。

⒄　第63条第７項を改正し、２項繰り下げ、第９項とする。

⒅　第63条第７項、第８項及び第10項を新設。

⒆　第64条第２項、第５項及び第８項を改正。

⒇　第64条第９項から第11項を各１項繰り下げ、第10項から第12項とする。

(21)　第64条第８項を改正し、１項繰り下げ、第９項とする。

(22)　第64条第８項を新設。

(23)　「本協会が別に定める日」は平成22年４月26日。

付　　則（平22. 6.28）

この改正は、平成22年７月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第28条第１項柱書及び同項第12号を改正。

⑵　第28条第７項及び第８項を各１項繰り下げ、第８項及び第９項とする。

⑶　第28条第６項を改正し、１項繰り下げ、第７項とする。

⑷　第28条第５項を１項繰り下げ、第６項とする。

⑸　第28条第４項を改正し、１項繰り下げ、第５項とする。

⑹　第28条第３項を１項繰り下げ、第４項とする。

⑺　第28条第２項を改正し、１項繰り下げ、第３項とする。

⑻　第28条第２項、第10項及び第11項を新設。

⑼　第40条を改正。

⑽　第56条第２項第９号を新設。

⑾　第61条第１項を改正。

⑿　第76条の３を新設。

付　　則（平22.10. 8）

１　この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

２　この改正の施行後最初に選任又は選挙される行動規範委員会の委員の任期については、第64条の２第13項の規定にかかわらず、行動規範委員会委員長及び公益委員は平成24年６月30日まで、その他の委員は平成23年６月30日までとする。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第16条を削除。

⑵　第24条第３項を新設。

⑶　第27条を削除。

⑷　第28条第１項第５号を改正。

⑸　第42条第３項を改正。

⑹　第43条第２項を改正。

⑺　第56条第２項柱書、第３項柱書、第４項を改正、第５項を改正し１項繰り下げ第６項とし、第５項を新設。

⑻　第２章第４節表題を改正。

⑼　第64条第４項第４号を削り、第５号から第９号を各１項繰り上げ、第４号から第８号とする。

⑽　第64条の２を新設。

⑾　第82条第２項を１項繰り下げ第３項とし、第２項を新設。

⑿　「本協会が別に定める日」は平成22年10月８日。

付　　則（平23. 6.24）

１　この改正は、平成23年７月１日から施行する。

２　第28条第６項の規定の適用については、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの改正前の第28条第1項の規定により行われた会員権の停止又は制限の期間及び施行日以後にこの改正後の第28条第１項の規定により行われた会員権の停止又は制限の期間を通算する。

３　この改正の施行の際、現に改正前の第64条の２第８項の規定により選任されている公益委員は、改正後の同項の規定により選任されたものとみなす。

４　この改正の施行後最初に選任される金融・証券教育支援委員会委員長を兼ねる公益理事及び金融・証券教育支援委員会の公益委員の任期については、第50条第２項及び第64条の３第11項の規定にかかわらず、平成24年６月30日までとする。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第５条見出し及び本文を改正。

⑵　第11条見出し及び第１項を改正、第２項及び第３項を新設。

⑶　第12条第１項及び第２項を改正、第３項を削り、第３項を新設。

⑷　第13条見出し及び第１項を改正、第２項及び第３項を新設。

⑸　第14条第１項及び第２項を改正、第３項を削り、第３項を新設。

⑹　第26条見出し及び同条第１項、第28条第９項、第30条を改正。

⑺　第31条見出し及び第１項を改正、第２項及び第３項を新設。

⑻　第32条第１項及び第２項を改正、第３項を削り、第３項を新設。

⑼　第38条第１項を改正。

⑽　第39条第１項を新設し、第１項及び第２項を各１項繰り下げ、第２項及び第３項とし、新第２項を改正。

⑾　第41条第１号、第42条第３項、第43条第２項、第51条を改正。

⑿　第56条第２項第１号及び第３項第１号を改正、第６項を１項繰り下げ第７項とし、第６項を新設、新第７項を改正。

⒀　第４節表題、第62条第５項、同条第10項、同条第12項、第63条第２項、同条第５項、同条第８項、同条第10項、第64条第２項、同条第４項第８号、同条第５項を改正。

⒁　第64条の２第５項から第８項まで及び第11項を改正、第12項及び第14項を削り、第13項を１項繰り上げ第12項とし、第15項から第17項を各２項繰り上げ第13項から第15項とする。

⒂　第64条の３を新設し、第78条を削除。

⒃　第80条第２項を改正。

付　　則（平24. 6.27）

この改正は、平成24年７月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

第49条第５項、第62条第14項及び第15項、第63条第12項及び第14項、第64条の２第14項、第64条の３第13項並びに第65条第３項及び第４項を改正。

付　　則（平25. 6.21）

この改正は、平成25年７月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

第３条第７号、第５条第２号、第21条、第28条第1項第9号を改正。

付　　則（平26. 6.20）

この改正は、平成26年７月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第２条、第22条第３項、第24条第１項、第27条、第30条及び第33条を改正。

⑵　第56条第２項第10号を新設。

付　　則（平27. 4.30）

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第５条第１号及び第２号、第７条第１項第16号、第２章表題、第13条見出し及び同条第１項から第３項まで、第14条見出し及び同条第１項から第４項まで、第26条第１項、第30条見出し及び同条、第47条第１項、第56条第２項第３号、第58条、第64条第４項第４号、第69条第３項、第76条の３第２項を改正。

⑵　「本協会が別に定める日」は平成27年５月29日。

付　　則（平29. 6.28）

この改正は、平成29年７月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

第２条、第38条第２項を改正。

付　　則（令 2. 2.10）

この改正は、令和２年３月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第３条第８号及び第９号を改正、第10号を新設。

⑵　第５条第１号、第２号及び第３号を改正。

⑶　第30条、第64条第11項及び第12項、第66条第２項、第67条第２項を改正。

付　　則（令 2.6.25）

１　この改正は、令和２年７月１日から施行する。

２　この改正の施行日の翌日以後最初に選挙される証券戦略会議の会員委員の任期については、第63条第９項の規定にかかわらず、令和３年６月30日までとする。

３　この改正の施行日の翌日以後最初に選任される金融・証券教育支援委員会の公益委員の任期については、第64条の３第11項の規定にかかわらず、令和４年６月30日までとする。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第３条第７号及び第９号を改正。

⑵　第５条第１号及び第２号を改正。

⑶　第63条第２項、第64条の３第２項を改正。

付　　則（令 3. 2.24）

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第40条及び第61条第１項を改正。

⑵　「本協会が別に定める日」は令和３年２月24日。

付　　則（令 3. 6.22）

この改正は、令和３年７月１日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

第38条第２項、第61条第２項を改正。

付　　則（令 5. 6.27）

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第３条第７号を改正。

⑵　「本協会が別に定める日」は令和５年６月27日。

付　　則（令 6. 6.19）

１　この改正は、令和６年７月１日から施行する。ただし、第５条第２号の改正については、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和５年11月29日法律第79号）附則第１条本文に定める施行の日から施行する。

２　この改正の施行の日以後令和12年６月30日までの間において、第63条第２項の規定中「16人以内」とあるのは「17人以内」と読み替えるものとする。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第３条第７号ホ、第５条第２号ロを改正。

⑵　第22条第４項、第56条第５項第１号を改正。

⑶　第63条第２項を改正。

⑷　第64条の３第２項を改正。

⑸　「金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和５年11月29日法律第79号）附則第１条本文に定める施行の日」は令和６年11月１日。

付　　則（令 7. 2. 6）

この改正は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和６年５月22日法律第32号）附則第１条本文に定める施行の日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第５条第１号及び第２号を改正。

⑵　「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和６年５月22日法律第32号）附則第１条本文に定める施行の日」は令和７年５月１日。

付　　則（令 7. 6.23）

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第３条第６号を改正。

⑵　「本協会が別に定める日」は令和７年６月23日。

付　　則（令 8. 3.19）

１　この改正は、令和８年４月１日から施行する。

２　この改正の施行後最初に選任される自主規制会議の有識者委員の任期については、第62条第12項の規定にかかわらず、令和８年６月30日までとする。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

⑴　第28条第10項を改正。

⑵　第36条第４号を改正。

⑶　第62条第２項及び第10項から第12項を改正。

⑷　第62条第９項から第15項を各１項繰り下げ第10項から第16項とし、第９項を新設。